

EXでんき

EXでんき料金表 (200V)

株式会社エクスゲート

EXでんき料金表(200V)(以下、「本定義書」といいます。)は、当社の電気供給約款(以下、「電気供給約款」といいます。)に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。本定義書は、離島(その区域内において自らが維持し運用する電線路が、自らが維持し運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限り、)を除いた日本全国に適用します。なお、本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

1. 実施期日

「本定義書」は、2020年04月24日より実施します。

2. 定義

(1) 特定卸供給 一般送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款に定める再生可能エネルギー電気特定卸供給をいいます。

(2) EXガス

当社のガス料金メニューである「EXガス」をいいます

3. 適用条件

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

EXでんき

ロ 1 需要場所において電灯または小型機器とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまとの協議によって定めます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

4. 電気料金

(1) 料金は、基本料金と従量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整額、市場電源調達調整費の、容量拠出金負担額合計とします。

(2) 割引特約が適用される場合、割引額を反映した料金を計算します。なお、複数の割引種別の適用条件を満たしている場合、それぞれの割引額の合算額を反映した料金を計算します。

5. 契約電力の変更

(1) 当社が、お客さまからの契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく月額最低料金の変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

(2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電力を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約電力を変更することはできません。

7. 本定義書の変更および廃止

(1) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

8 電気料金

1 月あたりの基本料金、従量料金単価は、次のとおりとします。なお、まったく電気を使用しなかった場合の基本料金は、50%相当額といたします。。

低圧電力Lプラン 東北、東京、中部、北陸電力 低圧電力相当

区分		単位	東北	関東	中部	北陸
基本料金		1kWあたり	1,320円	1,120円	1,180円	1,180円
電力量料金	夏季	1kWhあたり	27.09円	27.14円	16.84円	26.12円
	その他季		25.64円	25.57円	15.29円	25.06円

低圧電力Lプラン 関西、中国、四国、九州電力 低圧電力相当

区分		単位	関西	中国	四国	九州
基本料金		1kWあたり	1,130円	1,160円	1,180円	1,018円
電力量料金	夏季	1kWhあたり	14.35円	26.80円	25.97円	17.40円
	その他季		12.86円	25.51円	24.53円	15.71円

EXでんき【動力プラン】

【動力プラン】 北海道、東北、東京、中部、北陸電力 低圧電力相当

区分		単位	北海道	東北	関東	中部	北陸
基本料金		1kWあたり	1,238.36円	1,217.02円	1,077.97円	1,099.65円	1,120.99円
電力量料金	夏季	1kWhあたり	17.65円	15.92円	17.34円	17.01円	12.13円
	その他季		17.65円	14.47円	15.77円	15.46円	11.07円

EXでんき

【動力プラン】 関西、中国、四国、九州電力 低圧電力相当

区分		単位	関西	中国	四国	九州
基本料金		1kWあたり	1,046.41円	1,067.64円	1,072.98円	971.61円
電力量料金	夏季	1kWhあたり	15.01円	15.01円	15.77円	17.09円
	その他季		13.72円	13.72円	14.33円	15.4円

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝ $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は、次のとおりとします。

	α	α	γ
北海道電力管内	0.4699	-	0.7879
東北電力管内	0.1152	0.2714	0.7386
東京電力管内	0.1970	0.4435	0.2512
中部電力管内	0.0275	0.4792	0.4275
北陸電力管内	0.2303	-	1.1441
関西電力管内	0.014	0.3483	0.7227
中国電力管内	0.1543	0.1322	0.9761
四国電力管内	0.2104	0.0541	1.0588
九州電力管内	0.0053	0.1861	1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

(1) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(ハ)上限価格以下の場合

燃料費

調整単価 ＝(平均燃料価格－基準燃料価格)× (2)の基準単 /1,000

(2) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(ハ)上限価格を上回る場合

燃料費

調整単価 ＝(上限価格－基準燃料価格)× (2)の基準単 /1,000

(3) 基準燃料価格、上限価格は以下のとおりとします。

	基準燃料価格	上限価格
北海道電力管内	37,200 円	55,800 円
東北電力管内	31,400 円	47,100 円
東京電力管内	44,200 円	66,300 円
中部電力管内	45,900 円	68,900 円
北陸電力管内	21,900 円	32,900 円
関西電力管内	27,100 円	40,700 円

EXでんき

中国電力管内	26,000 円	39,000 円
四国電力管内	26,000 円	39,000 円
九州電力管内	27,400 円	41,100 円

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(1) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 6 月の検針日前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 1 月の検針日から 2 月の検針日前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 2 月の検針日から 3 月の検針日前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日前日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

北海道電力管内	1 キロワット時につき	19 銭 7 厘
東北電力管内	1 キロワット時につき	22 銭 1 厘
東京電力管内	1 キロワット時につき	23 銭 2 厘
中部電力管内	1 キロワット時につき	23 銭 3 厘
北陸電力管内	1 キロワット時につき	16 銭 1 厘
関西電力管内	1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
中国電力管内	1 キロワット時につき	24 銭 5 厘
四国電力管内	1 キロワット時につき	19 銭 6 厘
九州電力管内	1 キロワット時につき	13 銭 6 厘